# 複合市民施設に関する調査特別委員会記録

# 令和6年9月26日(木)午前9時58分~午前10時40分(9階908会議室)

## 〇出席委員(11名)

委 員	長	小松 良	行	副委員	長	佐原	真紀
委	員	浦野洋太月	朗	委	員	佐藤	勢
委	員	根本雅	昭	委	員	二階當	趁利枝
委	員	後藤 善	次	委	員	沢井	和宏
委	員	川又康	彦	委	員	村山	国子
委	員	真田 広	志				

## ○欠席委員(なし)

#### ○市長等部局出席者(なし)

#### ○案 件

- 1 議会図書室について
- 2 その他

午前9時58分 開 議

(小松良行委員長)では、ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開催いたします。 図書室管理規程案についてを議題といたします。

前回ご協議いただきました確認事項を基に、正副手元において図書室管理規程案を整理しましたので、これより事務局から説明をいたさせます。

(議事調査課調査係長) それでは、ご説明申し上げます。

まず、本日お渡し、サイドブックスに出しております資料の資料1の福島市議会図書室管理規程案のほうをご覧いただければと思います。こちらの管理規程案につきましては、前回の委員会でご協議をいただきました方針、ご意見を基に整理をしてございます。内容につきましては、前回の確認事項の順番ごとに説明をいたします。

まず、1つ目の名称についてでございますが、こちら名称につきましては福島市議会図書室管理規程としてございます。

続きまして、市民利用につきまして、第3条をご覧ください。こちら第3条は、利用者の範囲とい

うことで規定してございます。ここで、前回お話しいただきました市民利用につきましては、議長が議会運営に支障が生じないと認めるときは、一般にこれを利用させることができるとしてございます。こちら他市議会の規程等では一般としているところが多くありますので、こちら一般としております。なお、こちら図書室の利用は議員の利用が主な目的であることから、議会運営に支障がある場合には一般の利用を認めないケースも想定されることから、利用させることができるという文言としてございます。

また、この一般利用のルールにつきましては、一般利用は貸出しを行わず、閲覧のみとしております。この利用の際には、こちら規程の第6条になりますけれども、第6条におきまして、閲覧簿に氏名、住所、電話番号等、こちらを記入してから図書室を利用することと想定してございます。なお、こちら閲覧簿によりまして利用者を特定することから、図書室の案内までは議会事務局職員が付き添い、その後の図書室利用時においては事務局職員の立会いは想定をしてございません。こちら一般の県立、市立図書館などの公立図書館におきましても不特定多数の方が自由にご利用いただける一方で、職員が利用時に付き添うというような体制ではないことからも、一般利用をこのように想定してございます。また、この図書の内容につきましては、第10条におきまして図書等の弁償という規定を設けまして、こちら適正な図書の管理などルールにのっとった図書室利用が図られればと考えております。続きまして、お戻りいただきまして、第3条の同じく市職員の利用についてでございますが、こちら方針案のとおり、市職員が利用することができるとしております。

続きまして、第4条の管理者につきましては、方針のとおり、図書室は議長が管理するとしております。

続いて、第5条につきましては、前回お話の中で執務時間としておりましたが、利用時間と開庁日を明記してございます。 9 時から 5 時まで、また月曜日から金曜までということで明記してございます。

続きまして、第11条の図書の分類法でございます。こちら一般図書につきましては、日本十進分類 法による分類としております。こちら第11条では一般図書の分類法を定めておりますけれども、お戻 りいただいた第2条、こちら第2条におきまして1号から6号ということで、政府刊行物、福島県、 市の刊行物など大分類を行い、保管するとしてございます。

今申し上げました内容が前回の確認事項を基に整理した内容でございます。前回ご確認いただきました内容以外には、他市議会様の規程を参考といたしまして、第7条、こちら第7条で図書等の貸出し、第8条で貸出期間等、第9条で図書等の貸出禁止、こちら先ほど申し上げました第10条で図書等の弁償、第12条で図書等の廃棄、第13条で図書室での遵守事項についてを整理してございます。

ご説明は以上でございます。

(小松良行委員長)駆け足でちょっとご説明いただきましたが、ゆっくりお読みいただいて、この点 どうなっているのだとか、何かお気づきのところがございますれば、これよりご質問、ご意見を承り たいと思います。

では、ご質疑のある方からお述べいただきたいと思います。

(後藤善次委員) 規程というよりは、現在の図書室の存在というのはどういう公表の仕方しているのでしたっけ。それが今度新しくこれだけの設備的に変わったことによって、その公表の仕方というのは変わってくるのですか。

(議事調査課調査係長)現在におきましては、市のホームページにおいては、図書室の公表はしていない状況でございます。ただ、今後におきましては、一般利用等も考えますと、他市に倣いまして、図書室を整備していますということのご案内は必要になってこようかと考えております。

以上でございます。

(村山国子委員)第7条の図書等貸出しを受けようとする者は、係員に申し出てとあるのですが、これは事務局と読み替えていいということなのですか。

(議事調査課調査係長) こちらは、おっしゃるように、事務局で貸出しの貸出簿に記入をいただくというような事務局の手続きを想定しております。

以上でございます。

(根本雅昭委員) 2点ほどなのですけれども、まず1点目は第6条、第7条のそれぞれに記入の部分、将来的に、今の図書室のように、ある程度デジタル化ですとか自動化された場合に、ここを見ると、記入ということは紙に記入なのかなというふうに想定するのですけれども、将来オンライン化された場合のこの規定の解釈、どういうふうに解釈するのか、変えなければならないのかが1点目で、続けて2点目もいいですか。第13条、(2)の写真撮影の部分、視察や何かで来られた方が多分何か中で写真撮影したいという申出もあると思うのですけれども、そういった場合の対応、その2点についてお伺いしたいと思います。

(議事調査課調査係長)まず、規程の第6条と第7条に関しましては、現行では紙のそれぞれ閲覧簿、貸出簿への記入を想定してございます。こちらに関しては、現行では紙への記入ということでございますけれども、今後オンライン化が進むことによって、どういった方法が、紙に代わるものがどういった方法を取れるかというのは今後検討していく必要があると考えております。まず、こちらが1点目でございます。

次に、第13条の2の写真撮影でございますけれども、写真撮影につきましては、こちら今想定しているところは図書の写真というところでございますけれども、広く一般に図書室を撮影禁止とするかというものに関しましては、今後検討していく必要がございます。なお、こちらの項目に関しましては他市議会の事例も参考にしていることから、その他市議会ではどのような取扱いをしているかというところも併せて確認をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(根本雅昭委員) そうすると、まず第6条、第7条ですけれども、記入の部分を今からデジタル化を

想定した文言にしておくと、その際に規定の変更がなくて済むのかなというふうに思います。記入の ほかの文言、ちょっとぱっと思いつかないですけれども、何らかの方法で伝えるような、記録に残る ような何か手法ですね。もう一つの写真撮影のほうは、これを見ると、写真撮影、録音、録画しない ことというふうにはっきり書いてありますので、図書室内で写真撮影なのかなと思いますので、ただ し書で、例えば議長が認める場合はこの限りではないとか、一文があると、静粛にしとかは別ですけ れども、(2)については何らかのただし書があってもいいのかなというふうに感じました。

以上です。

(議事調査課調査係長) こちらに関しましては、第6条、第7条の記入の仕方というところに関しては、今回文言に落とし込めるかどうか、検討いたします。文言に落とし込めれば、そちらは対応させていただきたいと思いますが、仮にちょっと文言に落とし込めない場合にはこのままという可能性もございますが、ここは、なお他市の事例も確認をしたいと思います。

続けて、第13条の図書室での遵守事項に関しましては、ここには、根本委員がおっしゃるように、 ただし書というのがあって、撮影というのも考えられますので、ただし書は追加というような形で考 えていければとは考えております。

以上でございます。

(真田広志委員) これは、現状の規程なので、記入の部分、例えば電子化したとしても、貸出簿という表現を使わなくなってくると思うので、この表現で、その都度、適宜見直すような形でいいのかなと思いますけれども。ほかのもの、ほかの媒体を使うような場合には、それに合わせてこの規程自体を見直していけば。結局どのみち見直すようになるのでしょう。

(小松良行委員長)係長、見直しに関してですが。

(議事調査課調査係長) 見直しに関しましては、まず複合市民施設に関する調査特別委員会の中では 今後の図書室の管理組織が必要であるというようなご意見で頂戴していると認識しております。です ので、今後、この規程の案の変更、例えば図書室の運営に関して規程の案が変更になってくるような ことがあれば、それは今後できると想定される管理運営組織の中でそういったご協議がなされるもの と考えております。

以上でございます。

(村山国子委員) これを読むと、議員と市職員は自由に出入りできるって考えていていいのですか。 ただ、閲覧する場合には記入簿に書かなければいけないということがあると思うのですけれども、一 般の人が入ってきたときには案内しますが、職員と議員は、施錠もされていないので、自由に出入り できるというふうに考えていいのですか。

(議事調査課調査係長) こちら規程に関しましては、閲覧をされる際には閲覧簿の記入ということで考えてございます。ただ、閲覧簿の記入の内容を、一般の方ですと、先ほど申し上げたように、氏名、住所、電話番号ですとか、そういったところで個人を特定するような形で記入いただくように想定し

てございます。議員の方々で利用されるときにはお名前を窓口でお申出いただくものですとか、あと 市職員に至っては所属と氏名ということで、こちらは記入をいただくような形で対応できればと考え ております。

以上でございます。

(佐藤 勢委員) 1 点確認なのですけれども、第11条の管理、整理のところの日本十進分類法というのは、これは今までどおりの配置という形でよかったのでしょうか。

(議事調査課調査係長)現行ですと、そのような分類が詳しくされていないというところもございますので、新たに、まず第2条のとおり大きく分類、政府刊行物、県の刊行物、市の刊行物に大きく分類をいたしまして、その中での一般図書を日本十進分類法により分類するというような想定でございます。現在は仮の図書室という状況になってございますので、一般図書におきましては日本十進分類法による配架とはなってございません。

以上でございます。

(佐藤 勢委員) 現在よりも何か見やすくなるようなイメージということですか。

(議事調査課調査係長)現在の配架状況は、今申し上げたような保管の方法がなされておりませんので、そこからは進んで、この規程を基に、皆さんご覧いただく際に見やすいような配架にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

(後藤善次委員) 今、議会事務局のカウンターの上に新聞を置いてあるではないですか。ああいうイメージで新聞を見るのが、今度は新聞を見に行くのに毎回各議員が名前を書いて、新聞を見に行くというイメージになるのですか。

(議事調査課調査係長) 規程の中では閲覧簿ということで、閲覧簿の記入を規定させていただければと考えておりまして、その中で今後の閲覧をする際の運用のものに関しましては、先ほど申し上げたように、例えば一般でご利用いただく場合、議員の方々がご利用いただく場合、そういったところの区分によっての閲覧簿への記入方法というのは変わってくるかと思われますので、そこに関しましては今後、新聞をご覧いただくだけの際の対応方法ですとか、そういった部分は運用のところで整理をしていきたいと考えております。

(後藤善次委員) 例えばですけれども、この部屋が図書室だとすれば、入り口から入って、この部分だけは自由に出入りできるみたいな、そこに新聞とか雑誌は置いておいて、そこで見てもらうとか、あと外に出て、渡り廊下を渡ってきたところのスペース、ああいうところで見るとかという、例えばですけれども、そういう気軽に毎日新聞を見るなんていうことは、そういうことも考えられるのかなと思います。

(川**又康彦委員)** 今のとちょっと関連しているのですけれども、前回の会議の中で、セキュリティーの部分でどういうふうになっていくのかという部分も、担当のほうと確認しながらみたいな話もあっ

たように思うのですけれども、閲覧について、閲覧簿を記入するというのも、いろいろちょっと、ざっとほかの議会図書室の規程なんか見させてもらうと、相当厳しい内容だと思うのです。飲食物、例えば寝るなとか、コピー、写真撮影の項目まで入っているってなると、相当ほかと比べても厳しめの内容ではないかなと感じるのですけれども、その点についてと、入退室の管理がセキュリティー上、何か前の話だと、それが自動的に、何か持っていて、入るか入らないかとか、そういった何か話もあり、その辺について、何のためにそこまで厳しくするのか、ちょっと私としてはよく分からない部分もあるのですけれども、そういう部分はどういうふうに考えているのですか。

(議事調査課調査係長)まず、入退室の際のセキュリティーに関しては、今後、当局のほうとの打合せ、実際4階、5階のセキュリティーがどのようになっているのかという確認をいたします。ですので、現在ではセキュリティーに関してはどういった状況かというところはまだ把握していない状況でございます。これが1点でございます。この中には図書室の施錠についても確認事項として確認する部分がございますので、そこは確認してまいります。

続いて、他市議会に比較して、この規程が厳しいのではないかというふうなご意見なのですけれど も、こちらに関しましては、一般のご利用の際に議会事務局職員の立会いを想定しないというところ もございまして、その部分に関して、若干細かく規定している部分はございます。

以上でございます。

(川**又康彦委員)** 前回のやつでも、担当のほうと確認して、セキュリティーの方法とかという話、まだ向こうでも決まっていないから、分からないということですか。

(議事調査課調査係長)当局のほうではセキュリティー関係について方針は決まっているようですので、その打合せというものが本日午後ございまして、そこでちょっと確認をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(川又康彦委員) それによって、規程では決めて、運用については、議員なのか職員なのか一般なのかによって変えていくというような、部分によって変えることも可能ですみたいな話も先ほどあったのか。何かその辺がちょっと、それ次第でもう全然違っていいのではないかとも思ったりするのですけれども、一般の人は、閲覧する際にちゃんと書いてもらうというのは当然だと思うのですけれども、別に議員、そこのところの表現というのはもうちょっと考える必要があるのではないかなとは感じました。

(議事調査課調査係長)利用に関して、議員の方、職員、一般と区分けをして規定してございますので、それから考えますと、閲覧する際のルールづくりというのも、場合分けといいますか、そういったものはこの規程の中に落とし込む必要もあろうかと考えております。ただ、それが規程の中で落とし込むべきなのか、運用の中でやっていくべきなのかというところは今後議論の中でというふうには考えてはいるのですけれども、先ほどのご意見もありましたように、新聞を見る場合ですとか、ちょ

っとした閲覧というものも包含して全てを閲覧簿に記入というところに関しては見直しが必要なのかなというような認識ではあります。

以上でございます。

(川又康彦委員)では、要望としてですが、正直言って議員側が使いやすいようにしてもらいたいので、1回入るごとに何か書くとか、そういったのというのは正直言ってやめてもらいたいので、それは要望として伝えておきます。

(真田広志委員) 私もこの前も申し上げたのだけれども、代表者会なんかでもいろいろなこれから取決めはしなければいけないところもあるのだけれども、そのセキュリティー計画がどこまでのものになっているかが示されていない以上、それらも決められないよねという話になっているのです。そのセキュリティー計画がどういったものか確定した後ではないと、これって決められないのではないのかなと思ってはいるのだけれども、何かそれによってまた変更せざるを得ない部分は出てくるのかなと思うのです。だから、当然今回もう既に方針を出されているのかなって、我々この前、代表者会の中でも、9月定例会議が終わり次第当局からセキュリティー計画というようなもの示されますねという話だったので、今回当然その辺は分かっているのかなとはちょっと思ってはいたのですけれども、場合によってはそれを受けて多少の見直しもあり得ますよね。

(議事調査課調査係長) 今ご意見いただきましたように、セキュリティー計画、現に、例えばこの規程のあくまでも現時点の案ということで、そのセキュリティー部分に関しては、例えば先ほど閲覧の部分ですとか、そういった関連する項目に関しては案の変更ということも可能性としてはあるのかなと考えております。

以上でございます。

(根本雅昭委員)第6条ですけれども、これ所定の事項を記入しなければならないのが閲覧しようとする者で、入退室についての規定が特に見当たらないのですけれども、その辺、ちょっと細かいところで申し訳ないですけれども、これは、ただ入るだけの方はただ入っていいという解釈なのですか。

(議事調査課調査係長) こちら図書室の目的といたしましては、まず図書を閲覧するということを目的に図書室があるというふうに考えますと、利用する際、ただ一般的に見学といいますか、そういった利用であっても、図書室の設置目的からしますと、図書の閲覧というふうに捉えることができるのかなと考えておりまして、そういった場合でもやはり閲覧簿への記入は必要かなというふうなことでこの規定を設けさせていただいております。

以上でございます。

(根本雅昭委員) 想定として、今伺ったのは、閲覧せずに、机が設置されるのかどうか、あれですけれども、休憩利用ですとか、そういう利用方法もあるのかなということで、これは規程をしっかり見ると、閲覧しないのだから、いいのではないかということが出てきてもちょっと困ってしまうかなという、そういう趣旨での質問でしたので、その辺、後ほど検討必要かなと思います。後ほどというか、

規程なので、早めにですかね。

(浦野洋太朗委員) ちょっとうろ覚えになってしまっているので、もう一度教えてもらいたいのですけれども、前回の委員会で、いわゆる議長が管理で、運営する部分で、議会、例えば図書委員会のようなものとか、そういういろんな話あったと思うのですけれども、そこの話どういう整理になったのでしたっけ。

(議事調査課調査係長)まず、管理につきましては、図書室は議長が管理ということで今回規定して ございます。そして、図書の運営に関しましては、一応前回のお話の整理の中では、複合特別委員会 では管理組織の設置が必要であるというところのご意見ということで認識しております。ですので、 今後の図書室も含めた図書の管理ということになりますと、新たな組織での管理というふうになって こようかと考えております。

以上でございます。

(小松良行委員長) ほかにございますか。会派持ち帰りですけれども、この後、現段階で質疑はほか に何かお感じになったり、ご質問、ご意見ある方いますか。

(川又康彦委員) 会派持ち帰りになりそうな感じなのですか。

(小松良行委員長) はい。

(川又康彦委員) そうしましたら、今日の午後、セキュリティー関係の話があるということで、その結果について各委員のほうに、どういった形になるのかというのは、もしはっきりするのであれば、教えていただけると、会派のほうでもそれを前提に話ができるので、それが可能であればそれをやっていただくようにお願いいたします。

(小松良行委員長) 今日ですか。

(川**又康彦委員)** いや、別に今日ではなくても構いませんので、入れていただくのは今週か来週か分からないですけれども、できるだけ早急にということで。

(小松良行委員長)では、質疑を取りあえずここで打ち切りまして、今日の協議もそうですけれども、その内容をまずは、今日このような議論がありましたという点では会派で持ち帰っていただいて、修正が必要だったかどうかというところでは、一部要望としてございました点もこれから精査しながら、修正が必要なものは修正して、それを明日中にもう一度サイドブックスのほうに追加していきますので、会派でご確認をお願いしたいと思います。次回の会派意見確認をいただきながら、この規程案について委員会としてできれば決定できればいいなというのが委員長、副委員長としての希望的観測でございます。鋭意各会派のほうでもんでいただきまして、次回ご質疑を賜れればと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

では、次の議題であります図書の購入、団体貸出しについてであります。これを議題といたします。 では、内容について事務局より説明をいたさせます。

(議事調査課調査係長) それでは、ご説明をいたします。

本日の資料2の図書の購入、団体貸出しについての資料をご覧ください。こちら資料2でございますけれども、図書の購入についてと団体貸出しについての2点ございます。まず、初めの図書の購入に関しましては、方針案①、②をご提案するものでございます。まず、方針案といたしましては、①といたしまして、事務局にて選書した図書を購入するものでございます。こちら令和6年度におきましては予算が50万円ついておりますので、これを図書の購入として行うというものでございます。

まず、この①番の事務局にて選書した図書を購入というところでございますが、この選書にあたりましてはAとBというカテゴリー分けをいたしまして、Aの中では議員の調査研究に資するものや市の課題に関するものということが1つございます。2つ目といたしましては、議員の職務に関するもの、こちらが2つ目でございます。そして、Bといたしましては市立図書館の助言を得て選書した図書を購入するもの。2つ目としまして、会派単位の希望図書、こちらは議会に関連するものという、こちらの方針でございます。

そして、②といたしましては議会に関する図書を購入ということで、これはあくまでも事例ですけれども、例えばこういった①のAですと1から7の内容の本ですとか、Bですと8から16のような本を想定されますということでの例示でございます。

なお、今申し上げましたBの会派単位の希望図書でございますけれども、こちらご希望があれば、 会派単位で10月10日までに議事調査課調査係まで連絡いただければと思います。ただ、先ほど申し上 げたように、予算の上限がございますので、希望どおりの図書を購入できるかというちょっと確約は できない部分がございますけれども、これを基に方針案としていただければ、購入した図書につきま しては今後委員会の開催の中でお知らせをしていく予定でございます。まず、こちらが1つ目の図書 の購入についてでございます。

2つ目の団体貸出しについてでございますけれども、団体貸出しにつきましては、記載のとおり、 時事問題や委員会ごとのテーマに関する図書について、市立図書館から一定期間まとめて貸出しを受け、議会図書室に配架し、貸出しを行う想定でございます。こちらの具体的な選書ですとか、そういったものに関しましては次年度以降の管理委員会での選書になってこようかと思われますけれども、このような想定であります。現在市立図書館で行っている既存の団体貸出しというものがございまして、今年度こちらが利用できれば利用をしたいと考えておりまして、当面、議員定数に関するものなど、団体貸出しという既存の貸出しの中で借りられればというふうに、対応できればというふうに考えております。

団体貸出しについては以上でございます。

(小松良行委員長)では、ただいまご説明した事項について質問やご意見があればお願いしたいと思います。

(村山国子委員) 一番下のところで市立図書館から一定期間って、一定期間というのは会派の希望の期間ということになるのですか。

(議事調査課調査係長) 現行の団体貸出しの場合ですと、貸出期間は4週間でございます。ただ、これは今後、議会対図書館の対議会用に特化した規定によって団体貸出しを受ける場合ですと、貸出期間というものは市立図書館との協議になってきますけれども、現行の4週間というものを延ばすこともおそらくできるのかなというふうに考えてございます。現行の団体貸出期間は4週間ということでありますので、最低でも1か月を延ばして2か月ぐらいは、希望としては、貸出しができればいいのかなというふうにはちょっと考えているところでございます。

以上でございます。

(川又康彦委員) 団体貸出しというものの言葉の使い方なのですけれども、いわゆる市立図書館が議会という団体に対して貸すというていを取っているから、団体貸出しという名前を取っているだけで、借りるのは別に議員個人が議会を通して借りているということでいいわけでしょう。

(議事調査課調査係長) おっしゃるように、貸出しの窓口としてはこちらの当議会事務局となりますが、議会事務局で貸出しを依頼する過程としては、おっしゃるように、議員の方からのご希望ですとか、そういったものによる内容でございます。

(川又康彦委員)全議員の人が何となく分かればいいのか、ただちょっと言葉として分かりにくいので、先ほど会派で借りるというような話もありましたけれども、そういうことではなくて、窓口が、議会に限らず、団体貸出しというのが市立図書館でやっていて、いろんなグループとか団体に貸しますよというものの単なる一つとして議会もその中に入っているということでいいのでしょう。

(議事調査課調査係長) おっしゃるように、そのような考えでございます。

(沢井和宏委員) 今の団体貸出し、確認なのですけれども、一般の貸出しとは違うのは、多分冊数がすごく、1箱何十冊単位で団体に貸し出すので、団体貸出しの規定なのですね。個人貸出しとは違うのはそこら辺なのかなとは思うのですけれども。

(議事調査課調査係長) おっしゃるように、既存の団体貸出しの場合ですと、貸出冊数は200冊、貸出期間4週間とございます。ただ、こちら既存の団体貸出しとなっておりますので、これをさらに対議会用に特化したものを今後決めていくとなれば、期間を延長するとともに、貸出冊数については200なのか、期間が延びることによって100なのかというのは、そういった議論は、そういったやり取りは図書館との中の調整が必要になってくるかと思われます。

(真田広志委員) 団体貸出しとかだと、例えば学校支援サービスとかでも今学校に対して団体貸出し しているのですよね。あれってリストが決まっていて、ある特定のリストに載ったものを貸し出すと いう形になっていると思うのだけれども、これはその制限を外して、長期間借りることができるとい うこと。要は一般貸出しの大量に借りるという版というふうに考えていいのですよね。一般的に団体 貸出しというのはリストがもう決まっているので、表現を変えたほうがいいのかなという感じはした のですけれども。

(議事調査課調査係長) この団体貸出しの中には、前回ご説明を差し上げましたレファレンスサービ

スも含めて、規定を外した貸出しを受けるというものを想定してございます。

**(真田広志委員)**それは、図書館側でもその表現で使っているのね、表現としては。

(議事調査課調査係長)現在の図書館との打合せの中では、議会事務局として団体貸出しを受けたいということで、名称といいますか、図書をお借りする形態としては団体貸出しということでお話を差し上げておりまして、その認識は図書館のほうでも共有してございます。

以上でございます。

(川又康彦委員) 今年度50万円の予算ということで、来年度以降も大体同じような金額で考えているのですか。それとも、最初で、多少大きいところに移るので、最初は充実させるけれども、あとは新規の部分と補充の部分を含めて予算的に変わっていくのか、その辺についてどのぐらい今考えているのか、ちょっと教えていただけますか。

(議事調査課調査係長) ただいまご質問いただきました予算につきましては、あくまでも今年度、新庁舎、新しい議会図書室整備のために50万円ということで予算をつけてある状況でございます。例年の経常費で申し上げますと、この図書代というのが9万円ほどになってきますので、現状維持なのか、当局の財務部のほうの考え方もあるかと思うのですが、今年度は整備のために大きな金額を用意しましたと。次年度は、現段階の計上の金額よりも場合によっては下がる可能性もございますし、そこは金額がダウンするというところはおそらくあろうかと。

(小松良行委員長) ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長)特にないようでしたら、この図書の購入、団体貸出しについての件については、 この方針案とさせていただきたいと思います。

また、希望図書がございますれば、会派単位で10月10日木曜日まで、後ほど日程の中でも申し上げますけれども、議事調査課調査係までご連絡をお願いいたします。

団体貸出しについては、ただいまの事務局説明、そして皆様の質疑でご理解いただいたとおりということでさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

正副では以上でございますけれども、最後にその他といたしまして、皆さんから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、以上で複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午前10時40分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小松良行